

ワ 第 200 号  
令和5年11月15日

一般社団法人岡山県薬剤師会会長 殿

岡山県保健医療部長

新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度  
「受診証明書の記載マニュアル」の作成について

平素から本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、国により救済制度が設けられています。本制度における申請のうち、件数が最も多い「医療費・医療手当」の申請においては、医療機関、薬局等が作成した「受診証明書」が必要となります。

この度、「受診証明書」を医療機関等が適切に記載できるよう、記載方法や記載時の注意点をまとめた「受診証明書の記載マニュアル」を県で作成しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて貴会会員の方へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、各市町村に対しても、管内医療機関等への周知に関して依頼しておりますことを申し添えます。

記

- 1 内 容 「受診証明書」の記載方法及び記載時の注意点等をまとめたもの
- 2 備 考 岡山県ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」にもマニュアルを掲載しておりますので、ご参照ください。  
掲載 URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/794168.html>

岡山県保健医療部保健医療課 ワクチン対策室 県事業推進班 TEL : 086-226-7805 FAX : 086-226-7804
--